

川崎市救急医療機関外国人医療対策費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の救急医療体制の円滑な運営に資するため、神奈川県内の救急医療機関において、医療費の負担能力に欠ける外国籍の川崎市内在住者（以下「外国人」という。）に係る救急医療に関し発生した損失医療費について、当分の間、予算の範囲内において補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 救急医療機関 開設者が独立行政法人、国、神奈川県、市町村及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構を除く別表の医療機関をいう。

(2) 救急医療 急病又は事故等による急性期の傷病で、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)により保険診療で認められる範囲のうち、診療した医師が救急と認める医療をいう。

(3) 外国人 日本の国籍を有しない者で市内に居所を有し、救急医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、本人の責務により医療費の弁済が行えない者等をいう。ただし、次に掲げるものは除く。

ア 分割払い等の手段により医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者

イ 親族又は雇用主等が医療費の弁済を行っている者又は行うことを約束している者

ウ 労働者災害補償保険又は自動車損害賠償保険等が適用され、医療費の弁済が行われる者

エ 公的医療保険制度に加入している者、生活保護法（昭和25年法律第144号）、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）等の法令に基づく制度が適用され、医療費の弁済が行われる者

オ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、前条第3号に定める外国人が救急医療機関において救急医療による治療を受け、当該外国人の責務により医療費の弁済が行われない前年度の医療費のうち、原因が当該救急医療機関の責によらないもので回収に相当な努力をしたにもかかわらず生じた損失医療費とする。

(補助基準額)

第4条 入院を必要としたものにあつては、患者1人当たり、入院の日から14日を限度として要した経費のうち、当該年度に適用される厚生労働省告示に基づく診療報酬の算定方法（以下「算定方法」という。）に基づき算定される入院料等の診療報酬に相当する額を補助基準額とする。ただし、特別な事情がある場合は、14日を超えて補助基準額とすることができる。

2 救急医療機関において医師が診察した結果、他の二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったものにあつては、患者1人当たり、算定方法に基づき積算される初診料等の診療報酬に相当する額を補助基準額とする。

3 前2項の補助基準額の算定にあたり、1件1人当たりの額が1,000千円を超えるときは、1,000千円を補助基準額とする。ただし、特別な事情がある場合は、1,000千円を超えて補助基準額とすることができる。

(補助額)

第5条 補助額は、前条により算定した補助基準額の千円未満の端数金額を切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 救急医療機関外国人医療対策費補助金交付申請書（様式1）の提出期日は9月30日までとする。

(実績報告)

第7条 この補助金に対する実績報告は、救急医療機関外国人医療対策費補助実績報告書（様式2）により

補助決定後1か月以内に行わなければならない。

(救急医療機関の責務)

第8条 補助金を受けた救急医療機関は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助を受けた年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助金を受けた救急医療機関が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は川崎市長)に当該書類を引き継がなければならない。

4 補助金を受けた救急医療機関は、第2条に係る者の損失医療費に対する責任者を定め、回収に相当な努力を行うとともに、その経過を救急医療機関外国人受診状況表(様式3)等により記録し、補助を受けた年度の翌年度から10年間保存するものとする。

5 補助金を受けた救急医療機関は、報告後も回収についての善良な努力を行うものとする。

(個人情報保護)

第9条 この事業により得た外国人に関する個人情報については、法令に基づくもののほかは事業の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(補助金の取消し等)

第10条 市長は、救急医療機関が偽りの申請により交付の決定を受けた場合、当該決定を取り消し、又は既に交付した補助金を一時に返還させることができる。

(雑則)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成4年度分に係る医療費の損失から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象となる救急医療機関は次の範囲とする。

医療体制	医療機関種別	対象患者の範囲
初期救急	休日夜間急患センター	当該医療機関で診療した救急患者のうち、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	休日歯科診療所	〃
	在宅当番医制	当該医療機関で当番日に診療した救急患者のうち、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
特殊救急	眼科救急医療システム参加病院・診療所	当該医療機関で当番日に診療した救急患者のうち、入院に至ったもの 当該医療機関で診療した後、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	耳鼻咽喉科救急医療システム参加病院・診療所	〃
二次救急	救急告示病院・診療所	当該医療機関で診療した全救急患者のうち、入院に至ったもの 当該医療機関で診療した後、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの
	病院群輪番制病院	当該医療機関で当番日に診療した全救急患者のうち、入院に至ったもの 当該医療機関で診療した後、二次救急医療機関又は救命救急センターへ救急搬送又は転送して入院に至ったもの

- (1) 病院等で、病院群輪番制と救急告示を同一施設で行っているものにあつては、いずれの制度で診療を行ったものも対象とする。
- (2) 地域救急医療情報センターを経由して対応をした医療機関並びに在宅当番医制の歯科医療機関は対象とする。

様式 1

年 月 日

川崎市長 へ

住 所

医療機関名

代表者名

救急医療機関外国人医療対策費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- | | | |
|-------------|-------------------|---|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 経費所要額調 | 別紙1-(1)のとおり | |
| 3 患者別所要額総括表 | 別紙1-(2)のとおり | |
| 4 所要額明細書 | 別紙1-(3)のとおり | |
| 5 添付書類 | 参考となる資料(レセプトの写し等) | |

別紙1-(1)

救急医療外国人対策補助所要額

(医療機関名)

経費総額 (A)	診療報酬 相当額 (B)	弁済額 (C)	損失額 (B)-(C)=(D)	補助基準額 (E)	備考

[備考]

1 「経費総額(A)」は、対象となる外国人にかかる経費の総額をいう。

2 「弁済額(C)」は、本人及び関係者により弁済された金額をいう。

3 「補助基準額(E)」は、要綱第4条に基づき積算される額をいう。

※ 所要額の算出にあたっては、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙 1-(2)

外国人救急患者別所要額総括表

(医療機関名

)

番号	性別	年齢	国籍	傷病名(主なもの)	診療期間	受診形態	来院方法	費用総額	補助対象経費		
									2週間以内の経費A	弁済額B	未済額A-B
					月 日	1	1 2				
				~	月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
				~	月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
				~	月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
				~	月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
				~	月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
				~	月 日	2	3 4				
			合計								

(注)

- 1 受診形態は、「1. 入院を要したもの ・ 2. その他のもの」の区分により該当番号に○印を付すこと。
- 2 来院方法は、「1直接 ・ 2救急車 ・ 3紹介 ・ 4その他」の区分により該当番号に○印を付すこと。

救急医療機関外国人対策費補助所要額明細書

(医療機関名)

区 分	患 者 別 明 細		
	(番号)	(番号)	(番号)
経 費	基本診療料		
	初診時基本診療料		
	入院時基本診療料		
	入院時医学管理料		
	特定入院時基本診療料		
	特掲診療料		
	検査		
	画像診断		
	投薬		
	注射		
	処置		
	手術		
	麻酔		
	その他		
	計 (A)		
弁 済 額 B			
損 失 額 A - B			
損失額合計	円		

(注) 1 患者別明細欄は、別紙1-(2)「外国人救急患者別所要額総括表」の番号を転記すること。

2 経費(医療費)は、1点10円で計算すること。

様式 2

年 月 日

川崎市長 へ

住 所

医療機関名

代表者名

救急医療機関外国人医療対策費補助実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた標記について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 経費精算額調 別紙2-(1)のとおり
- 2 患者別実績額総括表 別紙2-(2)のとおり
- 3 実績額明細書 別紙2-(3)のとおり
- 4 添付書類 参考となる資料

別紙2-(1)

救急医療外国人対策補助精算額調

(医療機関名)

経費総額 (A)	診療報酬 相当額 (B)	弁済額 (C)	損失額 (B)-(C)=(D)	補助基準額 (E)	備考

[備考]

1 「経費総額(A)」は、対象となる外国人にかかる経費の総額をいう。

2 「弁済額(C)」は、本人及び関係者により弁済された金額をいう。

3 「補助基準額(E)」は、要綱第4条に基づき積算される額をいう。

※ 所要額の算出にあたっては、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙 2-(2)

外国人救急患者別実績額総括表

(医療機関名)

番号	性別	年齢	国籍	傷病名(主なもの)	診療期間	受診形態	来院方法	費用総額	補助対象経費		
									2週間以内の経費A	弁済額B	未済額A-B
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
			合計								

- (注) 1 受診形態は、「1. 入院を要したもの ・ 2. その他のもの」の区分により該当番号に○印を付すこと。
 2 来院方法は、「1直接 ・ 2救急車 ・ 3紹介 ・ 4その他」の区分により該当番号に○印を付すこと。

救急医療機関外国人対策費補助実績額明細書

(医療機関名)

区 分	患 者 別 明 細		
	(番号)	(番号)	(番号)
経 費	基本診療料		
	初診時基本診療料		
	入院時基本診療料		
	入院時医学管理料		
	特定入院時基本診療料		
	特掲診療料		
	検査		
	画像診断		
	投薬		
	注射		
	処置		
	手術		
	麻酔		
	その他		
計 (A)			
弁 済 額 B			
損 失 額 A - B			
損失額合計	円		

(注) 1 患者別明細欄は、別紙2-(2)「外国人救急患者別実績額総括表」の番号を転記すること。

2 経費(医療費)は、1点10円で計算すること。

外国人救急患者取扱状況表

(医療機関名)

番号	性別	年齢	国籍	傷病名(主なもの)	診療期間	受診形態	来院方法	費用総額	補助対象経費		
									2週間以内の経費A	弁済額B	未済額A-B
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
					月 日	1	1 2				
					~ 月 日	2	3 4				
			合計								

(注) 1 受診形態は、「1. 入院を要したもの ・ 2. その他のもの」の区分により該当番号に○印を付すこと。
 2 来院方法は、「1直接 ・ 2救急車 ・ 3紹介 ・ 4その他」の区分により該当番号に○印を付すこと。